

大垣税務署からのお知らせ

◎確定申告はスマホとマイナンバーカードでさらに便利に！

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からの e-Tax 申告」を是非ご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成や e-Tax による送信ができます。

なお、マイナンバーカードを利用して e - Tax で申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力されるため、より簡単・便利に手続きを行うことができます（給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署に e - Tax で提出された場合に連携対象となります。）。

おって、「国税庁 LINE 公式アカウント」では、受け取りたい情報を事前に受信設定することで、「確定申告が必要な方」、「医療費控除」、「ふるさと納税」などのご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取ることができますので、是非、友だち追加をお願いします。



作成コーナー



国税庁 LINE 公式アカウント

◎国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

確定申告に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

また、国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」（TEL0570-00-5901）（音声ガイダンス後「0」番を選択）へお問い合わせください。

チャットボット



税務職員ふたば



◎申告書等の提出先

大垣税務署では、令和6年7月から「内部事務のセンター化（※）」を実施しており、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり、提出先が異なりますのでご承知おきください。

- ・e-Tax（データ）により提出する場合

➢ 従来どおり大垣税務署へ送信願います。

- ・書面により提出する場合

➢ 業務センターへ郵送願います。

【郵送先】 〒460-8527

名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎

名古屋国税局 業務センター

（※） 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和7年分の確定申告会場を次のとおり開設します

令和7年分の確定申告会場は、令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）までの間、大垣市情報工房5階スインクホールで開設します。

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、相談及び申告書の受付は行っておりません。

大垣市情報工房への電話によるお問合せはご遠慮ください。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前予約又は確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付しています（入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。）。

なお、確定申告会場では、原則として、ご自身でスマホとマイナンバーカード（※）を利用して申告手続を行っていただきますので、ご来場の際は、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は、これらに加えて源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意ください。

（※）マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、パスワードの有効期限の満了日を事前に確認の上、ご準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

（※）マイナンバーカードのパスワードのいずれかをお忘れの場合は、コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定ができますので、事前に初期化・再設定をお願いします。

○「税理士による無料税務相談所」

令和7年分の無料税務相談所は、令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）までの間、大垣市情報工房2階多目的研修室で開設します。

税務署の閉庁日（土・日曜）は、相談は行っておりません。

無料税務相談所は、事業所得・不動産所得又は年金以外の雑所得を有する場合、令和6年分の所得金額が300万円以下の方が対象となります。その他、給与所得者及び年金受給者も対象となります。

譲渡所得（株式等譲渡所得を含む。）、配当所得、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施しておりません。

なお、消費税及び地方消費税の相談については、基準期間（令和5年分）の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者が対象となります。①売上げ及び仕入れ（経費）に係る額を10%（標準税率）と8%（軽減税率）に区分するとともに、②仕入れ（経費）に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とそれ以外の者からの仕入れ（経費）に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備した上でご来場ください。

また、無料税務相談所の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日会場で配付し、事前予約は行っておりませんのでご注意ください。

おって、入場整理券の配付状況により、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

大垣税務署 個人課税部門 ☎ (0584) 78-4104(ダイヤルイン)

◎申告・納付期限

- ・申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・・・・・・ 令和8年3月16日（月）
- ・消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・・・・ 令和8年3月31日（火）

○振替納付日

- ・申告所得税及び復興特別所得税 ・・・・・・ 令和8年4月23日（木）
- ・消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・ 令和8年4月30日（木）